

川内原発を止め、適合性審査をすべてやり直してください

まもなく「新規制基準」が施行されて3年になります。3年の月日が経っても、福島第一原発事故が収束せず、事故原因の究明がなされていない中で、安全を議論し続ける矛盾こそが、原子力規制委員会とは何かを物語っています。この3年間、貴職は同基準を「世界最高水準」であると豪語し、一方で「(審査に適合したからといって)安全とはいわない」と言い逃れしながら、原発の再稼働に向け審査を続けてきました。その結果、現在、鹿児島県の川内原発が稼働し、続いて福井県の高浜原発が稼働し(現在は大津地裁の仮処分決定を受けて停止中)、今月は愛媛県の伊方原発が稼働されようとしています。

福島第一原発事故から5年後の現在でも、原発立地及び周辺地域において、原発に対して不安を訴える声は止むことはありません。日弁連「原発事故・損害賠償マニュアル」の東京電力に対する損害賠償請求総論には、原発事故被害の特徴として、1)被害者の立場の非交替性2)被害の回避困難性3)被害の広範性4)加害行為の利潤性5)加害行為の継続性6)被害の予測不可能性が上げられています。1)被害者の立場の非交替性は、「原発事故は、交通事故の場合と異なり、電力会社(本件では東京電力)によって一方的に引き起こされるものであり、被害者が加害者の立場に取って替わるという地位ないし立場の互換性がない」ということです。これが住民たちの不安の大きな要因であり、また、原子力を規制する立場の側であれば、土台として共有すべき認識です。

ところが、貴職は規制ではなく再稼働を支援していたと言わざるを得ません。貴委員会は、関西電力の大飯原発3,4号機の基準地震動の評価について、生データを検証せず、関西電力が評価した結果しか確認していなかったことが、関西電力の大飯原発差し止め訴訟の控訴審で関西電力側から明らかにされました。

また、元原子力規制委員長代理だった島崎邦彦氏が、6月8日の大飯原発差し止め訴訟控訴審において、関西電力の基準地震動評価が過小評価の可能性があるとの意見陳述書を提出しました。貴職は、同陳述書を受けた島崎氏との面談後、入倉・三宅(2001)の式を他の式に入れ替えて計算をし直すよう、原子力規制庁に指示をされましたが、入れ替えたとしても問題は残ります。入倉・三宅(2001)

の式に限らず、この点も含めあらゆる新知見に基づき、大飯原発の基準地震動を審査し直すべきであると、脱原発弁護団全国連絡会も貴委員会に要請しています。科学的かつ公平なデータをもとに、新しい知見を取り入れ、検証できる形で議論するのが科学者でもある貴職の使命ではありませんか？

40年を超える高浜原発1、2号機についても、原子炉の脆性遷移温度にみられる脆さなど、老朽原発の危険性については公正に議論されたと認められません。そもそも、40年超の稼働は例外であったのに、どうして格納容器内の重要設備を実際に揺らす耐震性試験を先送りしたのですか。貴委員会が再稼働を進めることを第一の目的にしていることが、このことからもうかがえます。

以上をふまえ、以下の項目を要請します。

- 1、川内原発を停止すること
- 2、原発の基準地震動評価を、新たな知見を取り入れやり直すこと
- 3、福島第一原発事故が収束し、事故原因が究明されるまで適合性審査を行わないこと

以上